

## 令和4年9月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月8日(木) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(12人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(3番) 冨永 得治

(1番) 西田 義和

(2番) 永田 熊信

(4番) 高岡 重盛

(5番) 宮原 清人

(6番) 川邊 美津子

(7番) 平川 真由美

~~(8番) 内元 幸一郎~~

(9番) 岩坂 博行

地区推進委員

~~信國 敏彦~~

~~尾方 豊和~~

岩崎 盛光

伊東 明継

~~中竹 宏一~~

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(3人)

5. 議事日程

日程第1 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第31号 非農地証明交付申請の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 田端 忠

## 7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、8番委員、四浦地区推進委員、川辺地区推進委員、柳瀬地区推進委員の4名が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年9月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は35件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第28号農地法第3条第の規定による許可申請について審議します。1番と2番については、譲受人が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字川辺字下原、地目は畑が1筆、面積は670㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。</p> <p>番号2、大字川辺字下原、地目は畑が1筆、面積は1,522㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>

川辺地区推進委員	<p>9月1日に確認をしております。確認中に譲受人の方も来られましたので、内容を聞いたところ議案のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>場所は、譲受人の家の前で川辺地区推進委員の道向かいの倉庫です。資材置き場になっていて荒れていたところです。</p>
議長	<p>ご意見ございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p> <p>次に、議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1番についてですが、1番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(1番委員・退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字大丸、地目は田が2筆、合計面積は8,597㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける</p>

	<p>者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a 当たり 15,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>ここは、新村地区の生産組合が借りていましたが、誰も出て来ないようなので、1番委員が個人で借りるようにしてあるそうです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで1番委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字台原、地目は田が1筆、面積は1,813㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a 当たり 20,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先月、同じところの物件について調査した際に、出し手さんの方からこの物件についても申請しているはずということで、当初漏れがあったと思われまます。出し手さんの方からそういう風に言われたので確認済みです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番から26番については、農業公社の分になりますが、3番について申し出があったとのことですので、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3につきましては出し手さんから議案作成後に電話がありまして、ここについては別の方と話をしているのですが、農業公社の方には貸せないという連絡がありましたので、3番については削除をお願いします。</p> <p>これに伴いまして、配分計画案の番号2、公社から受けての方への分ですけれども、これも削除をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、3番については公社を通さないということですので、削除をお願いします。次に4番から26番については、農業公社の分になります。それでは、一括して事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は940㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号5、大字川辺字下七折、地目は畑が3筆、合計面積は2,001㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号6、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は2,258㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号7、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は349㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける</p>

者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号8、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は566㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号9、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は1,143.44㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号10、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は192㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号11、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は712㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号12、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は380㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号13、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は1,158㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号14、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は2,720㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号15、大字川辺字下七折、地目は畑が2筆、合計面積は2,766㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号16、大字川辺字下七折、地目は畑が1筆、面積は478㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。

番号 17、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 580 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 18、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 835 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 19、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 310 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 20、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 621 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 21、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 373 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。

番号 22、大字川辺字下七折、地目は畑が 3 筆、合計面積は 1,076 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 23、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 448 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 24、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 297 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。

番号 25、大字川辺字佐土原及び別府原、地目は田が 2 筆、合計面積は 4,255 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 20,000 円です。

番号 26、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が 3 筆、合計面積は 5,910 m<sup>2</sup>です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受け

	<p>る者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
2 番委員	<p>継続でしょ。</p>
1 番委員	<p>新規と書いてありますよ。</p>
事務局	<p>合意解約をしているので、期間はまだありますが、前倒しで合意解約をしているため新規になります。</p>
2 番委員	<p>ああ、今まで借りておられた方が入院しておられるとのことで連絡がありました。</p>
議長	<p>はい、他に意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 30 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 30 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>番号 1、大字川辺字下七折、地目は畑が 18 筆、合計面積は 12,250.44</p>

議長	<p>m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字下七折、地目は畑が13筆、合計面積は7,953m<sup>2</sup>です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
2番委員	<p>これも、以前借りておられた方の分で受け手の方が借りられるとのことでした。</p>
議長	<p>はい、他に意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決</p>

事務局	<p>定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号4、大字川辺字佐土原及び別府原、地目は田が2筆、合計面積は4,255㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が3筆、合計面積は5,910㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	番号 6、大字川辺字下七折、地目は畑が 1 筆、面積は 1,000 m <sup>2</sup> です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 5,000 円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
1 番委員	前の議案にあった受手とこの議案の受手は親子関係にありますよね。
事務局	はい。
深水地区推進委員	名前を間違えて書いたのでは、父親の名前で。
2 番委員	ここだけ外してあるので、父親が個人的にしているのではないか。
議長	父親の名前で一筆入っているので理由があるのでしょうか。
柳瀬地区推進委員	父親が飼育している牛がいるのでしょうか。
議長	ここだけ父親の名前にしてほしいということで上がっていると思います。 他に意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第 31 号 非農地証明交付申請の承認について
議長	次に、議案第 31 号非農地証明交付申請の承認について審議します。

	1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 31 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。
	番号 1、大字深水字台原、地目は田が 2 筆、合計面積は 791 m <sup>2</sup> です。この案件は 9 月 7 日に 6 番委員さんと現地確認しております。現地は令和 2 年 7 月豪雨で被災しており、水害が起こるたびに被災するような箇所であり、川砂や瓦礫が混入しています。周囲の状況からしても農地として利用することは困難な状態です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	そこは、もう永劫河川敷にしていいのでは、どうせ何も作らないのだから。
事務局長	河川敷には出来ません。
深水地区推進委員	河川敷に県がしてくれたらいいのに、そして堤防を大きく作ってもらえばいいのですが。
柳瀬地区推進委員	その竹藪は田んぼですか。
事務局	ここは、前回申請のあったところです。
議長	その奥になりますか。
事務局	はい、奥です。
深水地区推進委員	もう、その辺りは非農地になったのですよね。
事務局	前回の申請と併せて、農地は多分これで全部になると思います。
深水地区推進委員	そこを下げれば上のほうはだいぶ助かるのだが、河川が広がるので。
議長	もう、今は耕作ができてない状態ですか。

事務局長	だいたい元から作られていなかったですね。
深水地区推進委員	もう、十年とは言わないくらい作ってなかった。起こすかどうかだから。家よりもだいぶ下がっているの。
議長	災害前から荒れていたということですか。
深水地区推進委員	そうです。しょっちゅう水害にあっているの。
議長	作ってもいっしょだということ。
6 番委員	一段下がっているの。
議長	そうそう、下がっているの。
深水地区推進委員	だから県がついでに買ってくれたら良かったのに。県に寄付すればいいのかな。タダで。そしたら協力してくれたっていうことにならないかな。
2 番委員	そうですね。
議長	他に意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
	(1) 次回の総会の開催日について

議長	<p>10月11日(火)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
----	--

閉会：午前9時38分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年9月8日

相良村農業委員会

署名委員 1番 \_\_\_\_\_ ㊟

署名委員 2番 \_\_\_\_\_ ㊟